

買取りの協議は

届出・申出のあった土地について県や市町などが買取りの協議を行うかどうかを、知事又は市長が届出・申出の受理日から3週間以内に通知します。(届出・申出後、通知があるまで又は3週間が経過する日までの間は、当該土地を地方公共団体等以外の者に譲り渡すことはできません。)

また、買取りの協議をする旨の通知があった場合は、通知を受け取った日からさらに3週間が経過する日までの間は、その土地を譲渡することはできません。

税制上の措置は

買取りの協議の成立により、土地を県や市町などへ売却しますと、租税特別措置法により、譲渡所得の特別控除(1,500万円)が譲渡益に対して適用されます。

